

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小俣 純一 様 あて名 〒532-0011 日本国大阪府大阪市淀川区西中島5丁目3番10号 タナカ・イトーピア新大阪ビル6階新居国際特許事務所内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 20.08.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 18-0042W000		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/021249	国際出願日 (日.月.年) 29.05.2019	優先日 (日.月.年) 30.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A45D29/18(2006.01)i, B41J2/01(2006.01)i, B41J2/165(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 船井電機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 13.08.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 遠藤 邦喜 電話番号 03-3581-1101 内線 3332	
		3K	3742

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2018-153940 A (船井電機株式会社) 2018. 10. 04, 段落 0023-0100, 図 1-34 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2012-250396 A (株式会社リコー) 2012. 12. 20, 段落 0002 (ファミリーなし)

文献3 : JP 2014-040020 A (キヤノン株式会社) 2014. 03. 06, 段落 0030, 図 4 (ファミリーなし)

文献4 : JP 2016-169999 A (株式会社トプコン) 2016. 09. 23, 段落 0002, 0019, 0028, 図 2 (ファミリーなし)

文献5 : JP 2011-214792 A (マテックス株式会社) 2011. 10. 27, 段落 0012, 0019 (ファミリーなし)

文献6 : JP 2002-187287 A (セイコーエプソン株式会社) 2002. 07. 02, 段落 0006, 0040, 図 2-3 (ファミリーなし)

文献7 : JP 2006-130666 A (セイコーエプソン株式会社) 2006. 05. 25, 段落 0018-0037, 図 2, 図 5 (ファミリーなし)

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

請求項 1-3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 により、進歩性を有しない。

文献 1 には、媒体（本願発明の「対象物」に相当。）にインクにより画像を形成するための画像描画装置であって、

前記媒体に向けてインクを吐出するインク吐出口 11 の面（本願発明の「ノズル面」に相当。）を有するキャリア 10（本願発明の「ヘッド部」に相当。）と、

前記キャリア 10 を X 軸方向（本願発明の「第 2 の方向」に相当。以下、「第 2 の方向」という。）及び前記 X 軸方向と略直交する Y 軸方向（本願発明の「第 1 の方向」に相当。以下、「第 1 の方向」という。）に移動させる X 軸モータベルト 162 が結合された X 軸モータ 161 および Y 軸モータシャフト 172 に回転力を伝達する Y 軸モータ 171 等を含む機構（本願発明の「駆動機構」に相当。以下、「駆動機構」という。段落 0038-0041 等参照。）と、

前記インク吐出口 11 の面をキャッピングする位置（段落 0075、0079-0081、0090、図 14、図 31~32 等参照。以下、「第 1 の位置」という。）と、前記インク吐出口 11 の面のキャッピングを解除する位置（以下、「第 2 の位置」という。）との間を移動可能なインク吐出口キャップ 14（本願発明の「ノズルキャップ」に相当。段落 0066 等参照。）と、

前記キャリア 10 の前記第 1 の方向における移動に連動して、前記インク吐出口キャップ 14 を前記第 2 の位置から前記第 1 の位置に移動させる機構（本願発明の「連動機構」に相当。）を備え、

前記インク吐出口キャップ 14 が前記第 1 の位置にある状態（段落 0075、図 14 の状態）で、停止するようにした、画像描画装置が記載されている。

輸送時などの衝撃で力が加わっても、キャリッジ（ヘッド部）を主捜査方向へ移動させないようにすることは、例えば、文献 2（段落 0002 等参照。）にも記載されているように、周知の課題である。

そして、ウォームギアのセルフロックを利用した逆回転を防止する技術は、例えば、文献 3（段落 0030、図 4 等参照。）および文献 4（段落 0002、0019、0028 等参照。）並びに文献 5（段落 0012、0019 等参照。）にも記載されているように周知技術であり、当該周知技術を、文献 1 に記載された Y 軸モータシャフト 172 に回転力を伝達する Y 軸モータ 171 等を含む機構に適用することにより、本願発明のプリンタとすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

（次頁の補充欄に続く）

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5と、文献6-7により、進歩性を有しない。

ヘッド部に設けられた第1の係合部とキャップの支持部に設けられた第2の係合部との係合を利用して、ヘッド部の第2の方向における移動を規制するようなことは、例えば、文献6（段落0006、0040、図2～3等参照。）および文献7（段落0018-0037、図2、図5等参照。）にも記載されているように周知技術であり、当該周知技術を、文献1に記載されたキャリア10及びインク吐出口キャップ14の支持部に適用することにより、本願発明のプリンタとすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項5-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5と、文献6-7により、進歩性を有しない。

文献1には、ワイパー16（本願発明の「ワイパー」に相当。）によりワイピングするとき、インク吐出口キャップ14（本願発明の「ノズルキャップ」に相当。）が、第3の位置（図31（f）、図33、図34等参照。）に保持される機構（本願発明の「保持機構」に相当。段落0073-0097、図5～34等参照。）が記載されている。